

道路交通法の一部改正による

妨害運転（いわゆる「あおり運転」）に対する罰則の創設等

道路交通法の一部を改正する法律

公布：6月10日

施行：6月30日

改正の趣旨

平成29年6月、東名高速道路で発生した悲惨な交通死亡事故を契機とし、全国においていわゆる「あおり運転」が社会問題化。この種の悪質・危険な運転行為を抑止するため、他の車両等の通行を妨害する目的で一定の違反行為をした者に対する罰則等を創設

【平成29年6月の事件概要】

神奈川県内の東名高速道路上において、他の自動車を執拗に追跡し、進路を塞ぐなどの妨害行為を繰り返した上、当該自動車を停止させて後続の自動車に追突させ、停止させられた自動車に乗車していた一家4人を死傷させた事件

「妨害運転」の対象となる10種類の違反

道路交通法第117条の2の2第11号

他の車両等の通行を妨害する目的^①で、次のいずれかに掲げる行為^②であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法^③によるものをした者

- ① 自由かつ安全な通行を妨げることを積極的に意図する目的
- ② 一定の違反があること (右欄参照)
- ③ 交通事故発生危険性を一般的・抽象的に生じさせる方法

道路交通法第117条の2第6号

次条第11号の罪を犯し^①、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた^②者

- ① 交通の危険を生じさせた者を加重処罰
- ② 重大な交通事故が発生する具体的な危険性を現に生じさせたこと



取締強化!!

態 様	罰 則	行政処分
交通の危険を生じさせるおそれのある場合 (法第117条の2の2第11号)	3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金	違反点数 25点 免許取消 (欠格2年) ※前歴や累計点数がある場合、最大5年
妨害運転により、著しい交通の危険を生じさせた場合 (法第117条の2第6号)	5年以下の懲役又は 100万円以下の罰金	違反点数 35点 免許取消 (欠格3年) ※前歴や累計点数がある場合、最大10年



絶対にダメ!!

参考

「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」も改正 (公布:6月10日 施行:7月2日) され、妨害運転のような悪質・危険な行為により人を死傷させた場合には、危険運転致死傷罪 (妨害目的運転) 等にも当たる場合があり、更に厳罰に処されます (第2条第5号、第6号)

- 「思いやり・ゆずり合い」の運転を!
- ドライブレコーダーをつけましょう!
- あおり運転を受けたときは、車外に出ることなく110番を!